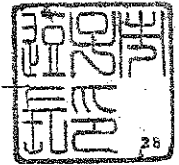




諮問第 9 号
2010年(平成22年)8月20日

逗子市廃棄物減量等推進審議会
会長 小林 康彦 様

逗子市長 平井 竜



事業系廃棄物の収集・処理のあり方及び処理手数料等の適正化
について(諮問)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが責務とされている。

しかし、現行の逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例においては、事業者がごみステーションに上限無く排出できる制度となっており、一定以上の排出者には有料制を取っているものの負担の公平性が担保されていない状況にある。

また、営業形態の多様化により排出ルールが守られないことなどからのトラブルが発生する事例も見受けられる。

さらに、近隣自治体に比べて低廉な処理手数料など、本市の事業系廃棄物に係る現行制度は、市内に零細事業者が多い実態を斟酌しても、公平・公正の観点や法の精神に照らし、多くの問題を内包していると言わざるを得ない。

これら現状を踏まえ、本市における事業系廃棄物の収集・処理のあり方及び処理手数料等の適正化について貴審議会の意見を求めます。